熊本市震災復興検討委員会運営要綱

制定　令和８年９月８日市長決裁

（設置）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、熊本市震災復興検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の審議又は調査を行うものとする。

⑴　震災の検証・分析に関すること。

⑵　震災復興計画の策定に関すること。

⑶　その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

２　委員は、外部の学識経験者、関係諸団体の代表者又は構成員等から市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、委嘱の日から令和９年３月末日までとする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第７条　会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例第７条に掲げる情報に該当する情報について審議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の３分の２以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

（委員会の庶務）

第８条　委員会の庶務は、政策局復興総室において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の事務処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ただし、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月８日から施行する。